

地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

1 概 要

令和 5 年度に地域独自の予算事業を実施した 121 団体における制度面や運用面に関する課題やアンケート調査の結果等を踏まえ、地域独自の予算事業の補助率に係る経過措置を次のとおり見直すこととする。

2 見直しの考え方

- (1) 各団体の取組状況を踏まえると、経過措置に基づき補助率を低減させた場合、多くの団体において取組の継続が困難になることが見込まれるが、その一方で、自主財源の確保に向けて取り組む意向があることがうかがわれる。
- (2) こうした中、総合事務所やまちづくりセンターを中心に、団体による自主財源の確保に向けた取組を支援する余地もあるものと考えられる。
- (3) このようなことから、公益性の高い自治の取組が継続されるよう、補助率の低減に伴う影響を抑えるとともに、総合事務所等による団体への支援を更に実施していくため、経過措置を適用している事業について経過措置の期間を延長し令和 7 年度の補助率は 10 分の 9 のまま据え置くこととする（新規事業の補助率は、10 分の 7 を維持）。
- (4) なお、地域自治推進プロジェクトにおいて、令和 6 年度に「地域自治の活動を活性化する予算」の制度や仕組みの在り方について検討することとしているため、令和 8 年度以降の取扱いについては、本プロジェクトの今後の検討状況に合わせて考え方を整理することとする。
- (5) 総務常任委員会所管事務調査において説明後、対象団体への周知を行う。

3 アンケート調査の結果概要（参考）

- (1) アンケート調査の結果、補助率の経過措置が適用されている団体の 66.0%（64 団体）から、補助率の上限が 10 分の 7 となった場合、自主財源を確保することができない旨の回答があった。
- (2) 団体が求める主な支援策は次のとおり
 - ・ 活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
 - ・ 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
 - ・ 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
 - ・ 補助率の引上げ（27.6%） など